

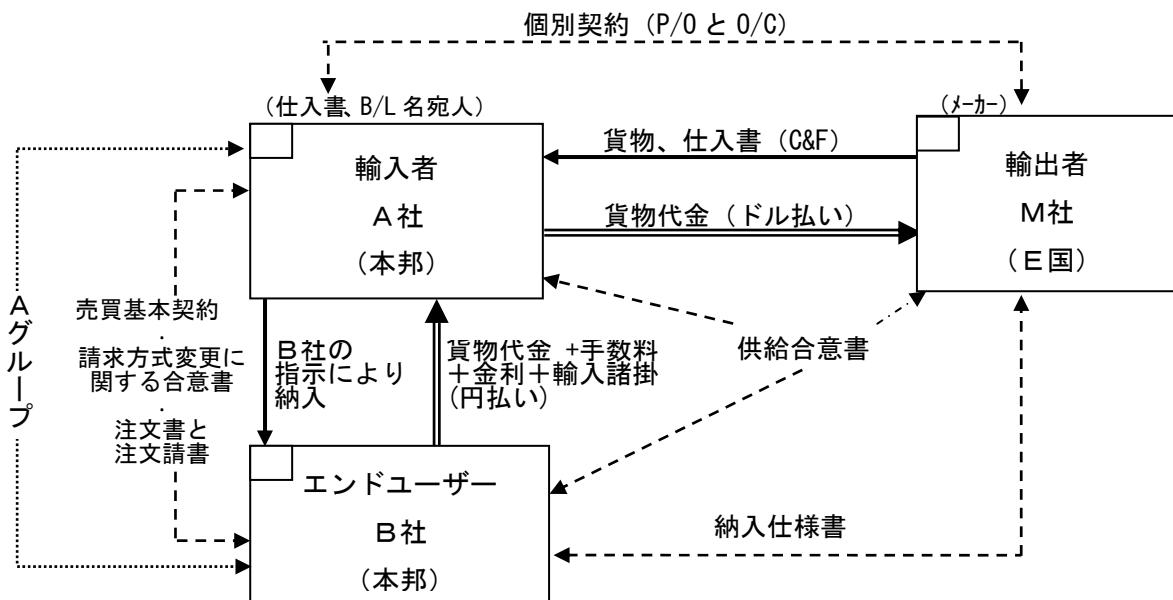
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

エンドユーザーが輸入者へ支払う手数料の取扱いについて

照会	
照会内容等	① 輸入貨物の品名 紡織用纖維製品（税表分類：第 56 類）
	② 照会の趣旨 エンドユーザーが輸入者へ支払う手数料が輸入貨物の課税価格に算入されるかを照会するものです。
	③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者との見解とその理由 別紙 1 のとおり。
	④ 関係する法令条項等 関税定率法第 4 条第 1 項
	⑤ 添付書類 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回答			
回答年月日	平成 24 年 5 月 1 日	回答者	東京税関業務部首席関税評価官
回答内容	<p>別紙 2 のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。</p> <p>(1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。</p> <p>(2) 回答内容は、税關としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。</p>		

1. 取引形態図



2. 取引の概要

- (1) 本邦所在の輸入者であるA社は、E国に所在のメーカーであり輸出者であるM社が生産した紡織用繊維製品（以下「輸入貨物」という。）を C&F 条件で購入（輸入）し、本邦所在のB社へ販売します。
- (2) A社とB社（2者をあわせて以下「Aグループ」という。）とM社の間で「供給合意書」を締結しています。
 - ① 供給合意書の当事者としてA社は「Buyer」、B社は「End User」として規定されています。
 - ② M社は、Aグループによって非独占的な製品の製造者及びサプライヤーとして指定され、契約期間内における月ごとの供給数量が取り決められています。取り決められた供給数量は予定数量であり、Aグループによる発注によって確定します。
 - ③ PURCHASE ORDER(P/O)とはA社が発行する文書であり、Aグループが製品を発注する際は、A社が発行する PURCHASE ORDER をM社に送付し、M社はその発注について 2 営業日以内に受け入れます。発注書には製品、数量、価格、出荷条件、出荷日及び支払条件が記載されます。
 - ④ 当該製品の所有権はインボイス発行日から 30 日以内の A社の支払実行時にM社から A社に移転します。
 - ⑤ 価格は製品の原材料の市場価格に連動して四半期毎に改定され、M社から A社に「四半期価格通知」として通知されます（ドル建て、C&F 条件）。
 - ⑥ 本合意書は価格設定表を含め完全な合意と当事者間の理解を表し、秘密保持合意や秘密交渉を除いて以前に取り交わした全ての合意書にとって代わるものとされています。
- (3) 品質仕様、試験方法、包装形態等の輸入貨物の仕様については、供給合意書でエンドユーザーとして規定されたB社とM社が供給合意書締結前に「納入仕様書」として合意しています。

(4) A社とB社は、供給合意書が締結される8年前に、「売買基本契約書」を締結しており、主に次のことを規定しています。

- ① A社はB社に対し、製品を継続的に売り渡し、B社はこれを買い受ける。
- ② 製品の価格は、一般市況等を考慮の上、A社とB社が協議して定めるものとする。
- ③ 製品の受渡時期、受渡数量及び受渡場所については個別契約の都度定めるものとする。
- ④ 商品の所有権は、検収をもって、A社からB社へ移転するものとする。

(5) A社とB社は、供給合意書が締結される前年に、売買基本契約の下、M社製の紡織用纖維製品を含む一部の製品に対して「請求方式変更に関する合意書」を作成しています。

請求方法は、輸入後一旦A社倉庫に保管（A社名義）し、B社からの納入指示に基づいて指定納入日に指定数量をB社の工場へ納入り、納入月ごとの納入高請求となりました。この変更に伴い保管期間、A社からB社への販売価格、リスク負担について取り決められました。

- ① 保管期間：A社名義で保管する期間は、輸入口ット毎に3ヶ月間とし、最終月迄に全量をB社に納入するか、全量を納入できない場合は最終月末にA社からB社に売上請求し、在庫名義をA社からB社に変更する。
- ② 販売価格：対象製品の品代（A社指定倉庫着値）及び消費税、入港翌月以降の対象期間金利、倉庫荷役費用、期間に応じた保管費用、B社工場までのトラック配送料の実費を加算した額をB社への販売単価とし、月末の請求内容確認時に毎月A社よりB社に連絡する。
- ③ 請求及び支払：毎月のB社のデリバリー指示に従いA社がB社の工場に納入した数量を基に、B社は月末締め翌月末現金にてA社に支払う。なお、上記①に基づき最終月に残量がある場合、これを含めて支払う。
- ④ リスク負担：A社は、B社の発注に基づき対象製品の輸入を行うが、A社が本来行うべき業務を怠ったために輸入実務上で発生するリスクを負担する。対象製品の購入に伴って発生する技術面、品質面及び発注数量を含めたリスクはB社が負担する。
- ⑤ クレーム処理：上記④に基づきA社は技術面、品質面でのクレームにつき、発生判明次第、B社の代理人として問題解決に向けてサプライヤーへの連絡と情報収集及び交渉を誠意を持って行う。荷キズや運送途中のダメージについては、速やかにA社が保険会社やサプライヤーと求償交渉を行う。

また、この合意書の前文で次のように記されています。

- ・ B社がA社を介して購入する輸入製品は、他社から購入している製品とは異なり、あくまでB社が直接買い付ける製品である。
- ・ A社はB社の代理人として機能するものであり、サプライヤーの代理店ではない。
- ・ A社がB社から受注し輸入した製品は全量をB社が引き取ることを前提とする。

(6) 請求方式変更に関する合意書の締結の後、B社は自社の在庫管理に応じて適宜必要な数量を注文書によってA社に納入指示をすることとしました。

上記(5)②の販売価格について、別途A社とB社の間の口頭での取決めで、A社はB社に対してC&F価格のX%を手数料として併せて請求します。

(7) 上記「納入仕様書」、「供給合意書」及び「売買基本契約」に基づき、輸入貨物がB社に納入され、当該輸入貨物の代金がA社に支払われるまでの流れは概ね次のとおりです。

- ① A社はM社から、四半期の単価（ドル建て）である「四半期価格通知」の送付を受ける。
- ② A社はB社へ、上記①を受け、試算した単価（円建て）の「価格試算書」を送付する。
- ③ A社はB社から、品名、数量及び納期を記した「注文書」の送付を受ける。
- ④ A社はM社へ、上記③を受け品名、数量、B社が求める納期よりも早い本邦到着予定日、価格（ドル建て）及び支払い条件を記した「PURCHASE ORDER（発注書）」を送付する。
- ⑤ A社はM社から、上記④を受けて「ORDER CONFIRMATION（注文請書、O/C）」（ドル建て）の送付を受ける。これを受け、A社はB社へ、「注文請書」（円建て）を送付する。
- ⑥ A社はM社から貨物を輸入する。インボイス（ドル建て）の宛先はA社であり、A社が輸入申告をする。
- ⑦ A社はM社へ、貨物の代金（ドル建て）を支払う。
- ⑧ B社は必要数量をA社へ「注文書（納入指示）」により納入するよう指示をする。
- ⑨ B社はA社から、各月毎に「請求書」（円建て）及び「確定請求単価一覧」の送付を受ける。
- ⑩ B社は、上記⑨に基づきA社へ支払い、A社は貨物代金として経理処理している。

3. 関税評価に関する照会者の見解

本件輸入取引については、かつてA社はコンテナ単位による一括納入請求方式でB社との取引を行っていましたが、A社とB社の間で「請求方式変更に関する合意書」を締結し、輸入貨物について納入高請求方式を採用し、現在の取引となったものです。

本件輸入取引は、M社が売手、B社が買手となります。B社がA社へ支払う手数料（M社からA社あてインボイスのX%）は、口頭による取決めであり、また、貨物代金として経理処理されることから、B社の買付手数料に該当せず、輸入貨物の現実支払価格に加算すべきものと考えます。

【回答内容】

A社とM社との間の売買が関税定率法（以下「法」という。）第4条第1項に規定する「輸入取引」に該当し、A社が買手、M社が売手であると解されます。

また、B社がA社に支払う手数料（A社がM社より購入した価格のX%）は、輸入取引に関して買手（A社）により負担されるものではないため、輸入貨物の課税価格に算入されないと解されます。

【理由】

1. 関係法令等

法第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた時に買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格である旨が規定されています。

また、法基本通達（以下「通達」という。）4-1(1)において、「『輸入取引』とは、現実に貨物が輸入されることとなった取引であって、当該貨物を外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買をいう。」旨の解釈が示されています。

さらに、通達4-2(1)において、「売手」及び「買手」の意義が以下のように示されています。

「輸入取引における売手及び買手とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者をいう。具体的には、売手及び買手は自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等を取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する。」

2. 本事例における輸入取引並びに売手及び買手の認定について

A社とB社は、「売買基本契約」を締結し、その7年後に「（請求方式変更に関する）合意書」を締結しました。さらに、A社及びB社は、（請求方式変更に関する）合意書の締結の翌年に、M社と「供給合意書」を締結しました。

そして、A社は、品名、数量及び納期が記載された「発注書」をB社から受け、品名、数量、B社が求める納期より早い本邦到着予定日、価格及び支払い条件が記載された「PURCHASE ORDER」をM社へ送付しています。

これらの決めを検討した場合、最も直近に締結された供給合意書に「以前に取り交わした全ての合意書に取って代わるものとする」と規定されていることから、当該合意書が最も優先されるべき契約であると解されます。

そのため、供給合意書等を検討すると、

- ① 供給合意書表紙において、A社を「買手」、M社を「サプライヤー（供給者）」及びB社を「エンドユーザー（最終使用者）」と規定しており、
- ② 当該合意書において、「発注とは、A社によって発行された文書」と規定しており、
- ③ PURCHASE ORDERにおいて、A社が独自に本邦到着予定日を決め、M社と合意している。

上記①により、A社とM社は輸入貨物を外国から本邦へ引き取ることを目的として売買を約しており、上記②及び③により、A社とM社の売買が現実に貨物が輸入されることとなった取引（輸入取引）であると解されます。

輸入貨物の品質は、B社がM社に送付する仕様書により決定される一方で、輸入貨物の価格及び支払条件は、A社がM社に送付するPURCHASE ORDERにより決定されています。

また、輸入貨物はM社からA社に向けて船積みされ、A社が本邦までの運送及び保険を手配しており、A社とM社が危険を負担しています。

本事例においては、上記の取引の手順に従って、輸入取引における輸入貨物の品質、数量等の決めにはB社、A社及びM社が関与していますが、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者はA社とM社であることから、A社が買手、M社が売手であると解されます。

3. 本事例におけるB社がA社へ支払う手数料

本事例において、B社とA社との売買は、A社とM社との売買に基づいて輸入された貨物を転売する取引であることから、国内取引であると解されます。

したがって、B社がA社に支払う手数料は輸入取引に関してA社（買手）が負担するものではないため、輸入貨物の課税価格に算入されないと解されます。